

特別定額給付金の申請はお済みですか？

湖南省の申請期限 8月6日(木)まで

(申請期限は市町村により異なります)

※郵送の場合当日消印有効
※オンライン申請は5月25日午前0時で受付終了しました。

現在、申請受付を行っています。
申請時に指定いただいた金融機関口座に順次給付金を振り込みます。
通帳には「コナンシトクベツテイガクキューフキン」と記帳されます。
※申請内容に不備のある人には、市から電話連絡します。

コナンシトクベツテイガクキューフキン



特別定額給付金について

■給付対象者

基準日(令和2年4月27日現在)において湖南省の住民基本台帳に登録されている人

■給付額

給付対象者1人につき10万円

■申請・受給者(給付金を実際受け取る人)

原則世帯主が世帯分をまとめて申請し、受給することとなります。

※世帯員が個別に申請や受給することはできません。

申請時にわからないことがあれば、総務省ホームページまたは市ホームページをご確認ください。記載方法やQ&Aも掲載しています。



総務省ホームページ



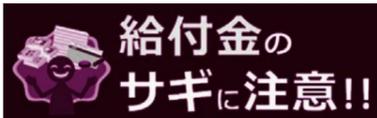
市ホームページ

電話がつながりにくいことがありますので、まずはホームページをご確認ください。

総務省コールセンター ☎ 0120-260020
平日・休日問わず午前9時～午後6時30分

市コールセンター
☎ 090-6754-8380
平日のみ 午前9時～午後5時(8月6日(木)まで)
※ポルトガル語対応は月・水・金のみ

特別定額給付金について、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません！もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市の窓口または警察にご連絡ください。



人権相談をご利用ください

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず相談してください。

【法務大臣メッセージ】
YouTube法務省チャンネル



- みんなの人権110番 ☎0570・003・110
- 子どもの人権110番 ☎0120・007・110
- 女性の人権ホットライン ☎0570・070・810
- 外国語人権相談ダイヤル ☎0570・090・911
- インターネット人権相談受付窓口



☎人権擁護課(西庁舎) ☎77・8512 FAX77・4101

市長メッセージ

新型コロナウイルスの流行で、湖南省は4月16日に緊急事態宣言の区域となりましたが、5月14日に解除されました。この間、市内においては感染者が確認されませんでした。これも市民の皆さんの感染防止の取組の賜物であると改めてお礼申し上げます。

このウイルスは、高齢者や基礎疾患のある人がかかると、重症化し、死に至る場合もあります。感染しても発症しない場合が多く、いつの間にか広がるというやっかいなウイルスでもありました。

そして、感染者は隔離しなければならず、そのことで病院が崩壊する恐れがあったことから、感染を防ぐために社会経済の動きを止めなければなりません。

学校の休業措置に加え、県知事から各種の自粛要請も行われ、市民の皆さんには不自由な毎日を送られたことと思います。

その結果、ウイルスの感染は少なくなり、緊急事態宣言が解除されましたが、経済に対する打撃は世界的なものとなり、先行きに予断を許さなくなりました。

第1波の封じ込めには成功しつつありますが、油断すると第2波、第3波が押し寄せるのが感染症の怖いところです。感染防止のためには、これまでの生活様式を大きく変えなければなりません。

密接、密集、密閉といういわゆる「三つの密」を避け、マスク着用、体温測定、手洗い、消毒、咳エチケット、うがいなどの徹底をお願いします。

湖南省では、生活支援として、1人10万円の特別定額給付金や児童手当に1万円上乗せする子育て世帯臨時特別給付金の支給事務を、県内で最も早いスピードで行っています。これは、全国からも注目されるくらいの速さです。

また、自粛で光熱水費が多くかかるという声があることから、水道料金を6月検針分から4か月間無料にすることとしました。小中学校等の給食費は休校に伴い3月から5月まで徴収していません。こなんウルトラパワー株式会社でも、家庭用電力の契約者に支援をはじめました。

経済対策としては、市内商工業者の経済再開のために、一律10万円を支援するとともに、国民健康保険税を2か月間免除することとしました。雇用調整助成金の申請手続について社会保険労務士による講習会も実施します。

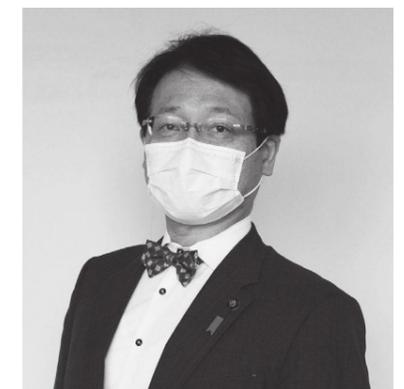
これらの財源には、国からの交付金はあるものの、多くは市の少ない貯金である財政調整基金を取り崩して充てます。あまり取り崩し過ぎると来年以降の事業ができなくなりますので、注意しながら財政を運営していきます。

国には全国市長会を通じるとともに、4月には岸田自民政調会長、5月には斎藤公明党幹事長と出会い、地方の実情を伝えてさらなる経済対策を求めています。

小中学校は、感染防止措置を行い、6月から再開します。少しずつ日常を取り戻していきます。

高齢者の皆さんも、大勢で集まらずに、体を動かして元気を維持するようにお願いします。

支え合える地域の底力が試されています。今しばらく、ともに頑張ってください。



湖南省長 谷畑英吾

事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症にかかる

<p>湖南省独自</p> <p>臨時給付金</p>	<p>感染拡大防止の取組を推進するとともに、ポストコロナ社会において分断された経済をリスタートできるよう事業者を応援し、地域内経済の循環と活性化をめざすため、市内事業者に対して給付金を支給します。</p> <p>■給付額 10万円(飲食業・旅行業については15万円)</p>	<p>商工観光労政課 ☎ 71・2331</p>
<p>湖南省独自</p> <p>信用保証料の助成</p>	<p>SN保証を受けるにあたり、信用保証協会に対して信用保証料を支払う必要があることから、信用保証料の助成を行います。</p> <p>■助成額 助成額信用保証料の全額(ただし20万円を上限とする)。</p>	<p>商工観光労政課 ☎ 71・2331</p>
<p>湖南省独自</p> <p>利子補給</p>	<p>SN保証により金融機関から融資を受けた事業者が、金融機関に対して支払う利子について3年間の助成(利子補給)を実施します。</p> <p>■利子補給額など 利子補給率借入利率または2%のいずれか低い率 利子補給額20万円を上限に補給率の範囲で全額補助 利子補給の期間3年間</p>	<p>商工観光労政課 ☎ 71・2331</p>
<p>国</p> <p>持続化給付金</p>	<p>特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 ■対象額 中小法人など200万円まで 個人事業主等100万円まで</p>	<p>持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120・115・570 P 電話専用回線 ☎ 03・6831・0613</p>
<p>国</p> <p>信用保証付き融資 における保証料・ 利子減免</p>	<p>都道府県などによる制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年融資を拡大します。あわせて、信用保証(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の保証料が半額またはゼロとなります。</p> <p>■対象額 セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高などの減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施します。</p>	<p>中小企業金融・給付金 相談窓口 ☎ 0570・783183</p>
<p>国</p> <p>雇用調整助成金の 特例措置・手続の 簡素化</p>	<p>支払い能力の乏しい企業においても、労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう拡充を行います。また、小規模事業主の申請手続を簡略化するほかオンラインによる申請の受付を開始します。</p> <p>■対象者と対象額 中小企業が解雇などを行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10分の10とします。上記のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10分の10とします。</p>	<p>雇用調整助成金 コールセンター ☎ 0120・60・3999 滋賀労働局助成金 コーナー ☎ 077・526・8251 ハローワーク甲賀 ☎ 62・0651</p>
<p>県</p> <p>新型コロナウイルス 感染拡大防止臨時 支援金</p>	<p>県の要請に応じて、休業などに全面的に協力された県内中小企業および個人事業主などに対して、支援金を支給します。</p> <p>■対象者 原則として4月25日～5月6日までの全期間、休業等に全面的に協力された中小企業および個人事業主など ■対象額 中小企業：一律20万円 個人事業主：一律10万円</p>	<p>滋賀県緊急事態措置 コールセンター ☎ 077・528・1344</p>

最新の情報は市ホームページ からご覧いただけます

市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症の発生状況や市民・事業者の皆さんへの支援などについて情報を掲載しています。随時更新していますので、ぜひご活用ください。



こにゃんエール支援者・協賛企業募集

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業者と市内店舗などを応援したい市民を繋ぎ、気軽に支援できる取組を開始しました。詳しくはこちらをご覧ください。
現在、市民・事業者ともに協賛者を募集しています。積極的にご利用ください。

☎ 湖南省商工会 ☎ 72・0038



こにゃんエール

主な経済支援のお知らせ

市民の皆さんへ

<p>国</p> <p>特別定額給付金</p>	<p>■対象者 基準日(令和2年4月27日)に湖南省の住民基本台帳に記録のある人 ■給付額 1人につき10万円 ■期間 8月6日(木)まで(世帯主からの申請が必要) ※詳しくは、5ページをご覧ください。</p>	<p>特別定額給付金室 コールセンター ☎ 090・6754・8380</p>
<p>国</p> <p>子育て世帯への 臨時特別給付金</p>	<p>児童手当を受給する世帯に対し給付します。 対象者には5月18日頃にお知らせを送付しています。</p>	<p>子ども政策課 ☎ 69・6123</p>
<p>湖南省独自</p> <p>水道料金の減免</p>	<p>一般家庭の水道料金を無料にします。 ■期間 7月～10月請求分 ※詳しくは、下段をご覧ください。</p>	<p>上下水道課 ☎ 71・2351</p>
<p>湖南省独自</p> <p>国民健康保険税の 減免</p>	<p>■対象 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がるなどした世帯 ■期間 令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限を設定しているもの ※湖南省独自制度として、6月分および7月分(2/12か月分相当額)を減免します。減免後の金額については8月に通知します。</p>	<p>税務課 ☎ 71・2319</p>
<p>湖南省独自</p> <p>市営住宅の提供</p>	<p>■対象 解雇・雇止めにより住居の退去を余儀なくされた人に対し、一時的に入居を受け入れます。 ■戸数 宮の森団地3戸(先着順) ■家賃 18,600円～18,800円(敷金は家賃の3か月分)</p>	<p>土木建設課 ☎ 71・2349</p>
<p>湖南省独自</p> <p>市営住宅使用料の減免</p>	<p>■対象 世帯の合計所得が著しく低額になった世帯 ■期間 申請月の翌月～令和3年3月分の家賃 ※申請が必要です。</p>	<p>土木建設課 ☎ 71・2349</p>
<p>国</p> <p>国民健康保険・ 後期高齢者医療 制度の傷病手当</p>	<p>■対象 被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染(発熱などの症状があり感染が疑われる場合も含む)により、労務に服することができず、給与などが受けられなかった人</p>	<p>保険年金課 ☎ 71・2324</p>
<p>国</p> <p>市税などの徴収猶予</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があり市税などの納付が困難な人に徴収猶予制度があります。 ■対象の市税など 市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料、受益者負担金、市営住宅使用料、改良住宅使用料 ※詳しくは、各担当課にお問い合わせください。</p>	<p>収納課 ☎ 71・2320 保険年金課 ☎ 71・2324 高齢福祉課 ☎ 71・2356 上下水道課 ☎ 71・2351 土木建設課 ☎ 71・2349</p>

コロナ対策応援寄付金の受付窓口を開設しました

感染拡大防止やお困りの市民・事業所への経済支援を充実させるために、市民の皆さんからの寄付金を受け付けます。みなさんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

開設場所

☎、インターネット(ふるさと納税ポータルサイト)での受付
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 地域創生推進課(東庁舎) ☎ 71・2316 ☎ 72・2000

一般家庭の水道料金を無料にします

自宅での外出自粛が続く中、生活困窮世帯への支援や、家庭における手洗いによる水の使用量の増加などを受け、7月～10月請求分までの4か月間、一般家庭の水道料金を無料にします。

※無料になるのは一般家庭(アパートやマンションなどの共同住宅含む)が対象で、事業所などは対象外です。

※水道料金のみが対象で、下水道使用料は無料にはなりません。下水道使用料は、水道の使用量によって算出されます。

☎ 上下水道課(東庁舎別棟) ☎ 71・2351 ☎ 72・2332